

平成24年度 第4回 住宅審議会 議事詳細

1. 会議名 吹田市住宅審議会
2. 内容 報告事項
(1) 吹田市営住宅条例の一部を改正する条例の骨子案に対する意見募集
(パブリックコメント)について
(2) 次期吹田市住宅審議会市民委員公募について
(3) (仮称)吹田市営新佐竹台住宅集約建替事業について
3. 開催日時 平成25年2月21日(木)午後1時30分から
4. 開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
5. 出席者 (委員側) 馬場委員 藤本委員 巽委員 越智委員

(市側) 太田副市長 森部長 野上次長 樽上室長 山岸参事
萩原参事 望月参事 岡本参事 若林主幹 高橋主査
高見主査 遠藤主査 前主任
6. 欠席者 小林委員
7. 公開・非公開の別 公開
8. 傍聴者数 1人

《 》は補足

樽上室長) それでは只今から平成24年度第4回吹田市住宅審議会を開催させていただきます。都市整備部住宅政策室長の樽上でございます。

開催通知を送らせていただいた後で日程変更というかたちになって、委員の皆様方には大変御迷惑をおかけいたしましたして大変申し訳ございませんでした。本日は、御多用のなかにも関わりませず御出席いただきましてありがとうございます。

ただ、A委員が本日欠席ということになっております。ですので、委員5名中、4名のかたに御出席いただきましたので、住宅審議会規則第6条第2項の規定によりまして本審議会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げさせていただきます。

それでは、本日の審議会で御覧いただく参考資料について確認させていただきます。

参考資料確認

樽上室長) それでは、まず、太田副市長から御挨拶申し上げます。

太田副市長) 皆さん、こんにちは。昨年12月に副市長を拝命いたしました太田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆さんにおかれましては、公私何かと御多用のなか、当住宅審議会に御出席をいただきまして本当にありがとうございます。今年度におきましては市営住宅条例の一部改正に向けまして、諮問を当審議会にさせていただきますまして、活発な御議論を重ねていただきました。貴重な御提言を答申としてまとめていただきましたこと、誠にありがとうございました。その結果、頂戴いたしました答申の内容を柱に、吹田市営住宅条例の一部を改正する条例を、この3月議会に上程する運びとなりました。これもひとえに皆様方の御協力の賜物であります。今まで御議論いただきましたことを、吹田市政に生かせるよう邁進してまいり所存でございますので、今後とも御協力、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

樽上室長) ありがとうございます。

それでは以後の進行を、馬場会長、恐れ入りますがよろしくお願いいたします。

馬場会長) 馬場でございます。今日もよろしくお願いいたします。

はじめに本日の審議会への傍聴希望者について、事務局のほうから御報告をお願いいたします。

山岸参事) 本日は、傍聴の希望者が1名おられます。吹田市住宅審議会傍聴に関する取扱い要領第4条に基づき、傍聴していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

委員了承

山岸参事) それでは入室していただきます。

傍聴者入室

馬場会長) 前回の住宅審議会までに、吹田市営住宅条例の一部改正に伴う基本的な考え方について活発な審議を重ね、その後、会長、副会長で文言整理をし、12月7日付けで答申させていただきました。それを受け、パブリックコメントを求め、具体的な条例改正案ができております。報告事項(1)として挙げておりますので、それらについて事務局から説明を求めます。

遠藤主査) それではパブリックコメントについて報告いたします。只今も会長からもお話頂戴しましたように、昨年12月7日付けで諮問事項に対する答申をいただきましたので、その内容をふまえて、お手元の参考資料1にございます条例改正の骨子案を作成しまして、パブリックコメントを実施いたしました。骨子案の内容につきましては、答申の内容にそったものですので、詳細の御説明等は割愛させていただきます。意見募集の期間は、今年1月17日から2月15日、この30日間で行いまして、提出された意見は0件、ございませんでした。パブリックコメントについては以上でございます。

高見主査) 続きまして、整備基準について御説明いたします。お手元の参考資料2《吹田市営住宅条例現行・改正案対照表(案):補足では以下「対照表」と表記を御覧ください。上とじの横方向で御覧ください。1ページ右の欄、「改正案」の中ほど、第2条の2から裏面の2ページに渡り記載がございます。全てで8号ございます。改正にあたり、当審議会の答申を頂き、その内容をふまえて調整を行ってまいりました結果、国の省令で定めた公営住宅等整備基準(参酌すべき基準)に倣い、市条例として規定いたしました。また、第2回の審議会資料3-2でお渡ししております国が定めた「参酌すべき基準」と、本市の「改正案」の条項の形態が少し異なりますのは、第2条の2の2号から8号にございます「住宅の性能に係る基準」を、別に定める本市《市営住宅条例》施行規則で規定するためです。内容につきましては、国が定めた「参酌すべき基準」と同内容となっております。以上です。

岡本参事) 引き続き、管理の規定に係るものにつきまして御説明を申し上げます。恐れ入りますけれども、参考資料2の2ページのほう、御覧いただきますようよろしくお願いいたします。まず、2ページの中段でございますけれども、第3条でございます。(入居申込者の資格等)というところでございますが、その《第1項》第2号におきまして、同居親族要件を規定させていただいております。第2号にお

きまして「現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては、この限りでない。」ということで、ここで入居者資格に同居親族要件を規定させていただきまして、ただし書きで別途、規則のほうで単身入居者の規定をさせていただくということでございます。

続きまして、1つ降りまして第3条の《第1項》第4号、こちらで保証人の選任規定を入居者資格として規定させていただいております。第4号で「入居者に生ずる債務に係る保証人を立てることができる者であること。」ということで、保証人規定を第3条《第1項》第4号で規定させていただいているものでございます。

続きまして、第3条の第2項でございますけれども、2ページと3ページに渡っておりますが、第2項の第1号、こちらで裁量階層の対象範囲を規定させていただいているものでございます。具体的な内容といたしましては3ページ、ア、イ、ウ、と大きく、くくらせていただいております。ア、イ、につきましては、従前《平成23年改正の前》の《公営住宅法》施行令で規定されていたものでございまして、ウ、の部分ですけれども、裁量階層の対象範囲といたしまして、同居者に「義務教育修了前の者がいる場合」、ということで、小学校就学前の子どもがいるということに規定されておりましたものを拡大させていただいて、規定させていただいたものでございます。

次にその下、第2号、第3号に、それぞれ、第2号は裁量階層の入居収入基準を214,000円とする、第3号におきまして本来階層の入居収入基準を158,000円とする、という規定をさせていただいております。

恐れ入りますけれども、3ページの一番下に(入居手続)というのがございますが、引き続き4ページのほう、1ページめくっていただきますようよろしくお願いいたします。第7条になりますが、第7条の第2項におきまして、ここで、保証人の手続、入居手続における保証人さんに請書《うけしょ》を提出していただく、という入居手続の規定をさせていただいております。「前項の承認を受けた入居者は、市長が指定する期日までに、保証人を選任し、当該保証人と連署して押印した請書に入居時における家賃の3月分に相当する金額の敷金を添えて、市長に提出しなければならない。」ということで手続を規定しております。なお、前回の審議会でも御審議をいただきました、現に入居している既存入居者についての取扱いでございますけれども、本則には規定をいたしておりませんが、今日、お付けをすることができておりませんが、附則の部分に、現に入居しているかたにつきましても、選任の日以降に生ずる債務について同項の請書《に代わる書類》を市長に提出しなければならない、というような規定をもうけさせていただきまして、公平に既存入居者のかたにも保証人を選任していただくよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと続きまして、第7条の第4項、こちらには前2項の規定にかかわらず、入居者に特別な事情があると認めるときには、保証人の選任を猶予することができる、

ということで、猶予規定を設けさせていただいているものでございます。これにつきましては、入居の際、入居資格として保証人が必要ですけれども、入居阻害にならないように、御本人の努力で、保証人を選任していただく努力をしていただいたにも関わらずどうしても保証人を選任することができない場合には、この猶予規定を適用させていただくということで、条文に規定させていただいているものでございます。

以上で、条例改正の対照表の説明は終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

馬場会長) ありがとうございます。これ、すごくわかりにくい記述なのでね、御質問受けましょうか。どうします。これね、改正してるものとしてないものが、ぐちゃぐちゃに混じってるんです。こっち《対照表左の「現行」》が白紙だったら、これ《対照表右の「改正案」》は追加かなと思うやないですか。実は違うんですよね。

B委員) この左側の、「現行」の条例の第1条の2項を右のように改正するというのは、置き換えるという意味じゃないんですか。追加なんですか。置き換えるっていうこと？

馬場会長) も、含めて何が変わったのか読みにくい。

岡本参事) 会長、すいません。今、これ、現行の条例の現行・改正案対照表ということでお示ししておりますので、実際に、今回改正がある条文につきましては右方にお示しをしまして、例えば、「現行」のほう为空欄となっているものは元々無かったものもでございますし、全く規定が変わっていない分につきましては、「改正案」で省略とかたちになっているものもでございますので、「改正案」をお示ししている分についての現行との対照表とかたちでは見ていただくことができるというふうにはなっているんですけれども、全体が見えてないということでは、御指摘をいただいたように、非常にわかりにくいかたちになってしまっておる、ということでございます。

馬場会長) いいんですかね、これ。きっとね、条例におこすときに、何が変わったのか示すのが困ると思う。このままでは。

太田副市長) 会長、すいません。条例改正のとき、いつも資料で出ささせていただくかたちがこうなっていますので、事務方のほうがこれで示させていただいてと思います。見方としましては、今回改正に関係のある条文は、《対照表の》左に載ってる「現行」のところに現在の規定を書いています。右の「改正案」のほうは、第1条の横には「---略---」と書いています。1項のところは何も変わりません、ということで、

1項は略と。で、2項のところ今回右のところアンダーラインを引いてるところがあるんです。「整備及び」というところにアンダーラインが引かれています。今回、この整備の基準を条例で取り込もうとしていますので、ここの1条第2項の一番はじめのところ整備のことを、今回はアンダーラインを引いてる部分の文言を追加した、ということで、アンダーライン引いて

馬場会長) これは追加した、ということなんですね。無かったから追加しましたよ、ということなんですね。

太田副市長) ええ。そこの文字を追加した、そういうことですね。そういうふうに見ていくかたちになります。

馬場会長) 次のところは違うんです。

太田副市長) それで、例えば、2条の2のところは、全条文にアンダーラインを引いています。これは、今まで2条があって、次3条へいったところへ、新たに1条付け加えるという意味で全部引いてあると。これ、役所独特の、何といいますか、条例を改正する際の資料をそのまま今日は付けさせていただいているので、一般的にはあまり見られない資料になっているかと思えますけれども、御容赦いただきたいと思っております。

馬場会長) よろしいですか。

B委員) 会長が言われたいのは、その、文章に整合性が取れてるかどうとか、そういうことも含めて今の指摘ですか。

馬場会長) そうですね。

B委員) これ、提案されているわけですから、文章、従来の現行のもの整合するように、付け加えたり変更した部分を書きあげてこられてるわけですね。そういうことですよね。

太田副市長) そういうことです、はい。これは国の法律改正なんかにも、こういったかたちでお示しするという資料の作り方になっていますので、そういうことなんですけども。改正のあった部分だけをアンダーラインを引いて付け加えたり、言葉を変えたり、ということでお示しさせていただいてるということでございます。

B委員) で、もう1つすいません。規則で決めるとかいうのは、規則はまだ出てきてないわ

けですね。条例だけの改正案であって、規則は、またこの後に考えられているんですね。おそらくね。

岡本参事) はい。今、B委員おっしゃっていただきましたとおり、現在、この条例を上程していく準備を進めるなかで、例えば管理の部分でありましたら、単身の要件であったりとかいうところにつきましては規則で定める、ということになっておりますので、順次、規則のほうを、規定をしていってるところでございます。

馬場会長) これ、特になければ 次に進んでよろしいですか。

C委員) あの、保証人の件なんですけれども、今、既にお住まいのかたについてどのように取扱うというのは、先ほどの御説明のなかで、附則のなかで規定すると。規則でなくて附則ですか。附則というのは、あくまでも条例のなかですよ。それがなぜ出てないのかがちょっと分かりにくかったんですけど。

岡本参事) 今、附則の部分につきましてですね、議会に上程するということで、担当の室のほうと最終調整をさせていただいているところでございます。今回は口頭で御報告させていただきたいということでございます。

C委員) そうですか。

馬場会長) 口頭で御説明していただきました？

B委員) 請書を市長に提出する、と書いてる。説明、先ほどありましたね。

馬場会長) それはここに書いてあることや。

岡本参事) 先ほど入居手続きのところでも簡単に御説明させていただきましたけれども、改めて附則のところの部分の条文がどうなっているかを御報告させていただきます。条例の附則の（施行期日）というところの第3項に、現に市営住宅に入居している者、既存入居者のかたにつきましてはですね、条例に規定をさせていただいて、市長が指定する期日までに、既存入居者に生ずる債務に係る保証人を選任し、当該保証人と連署して押印した「市営住宅の保証人選任報告書兼誓約書」というのを予定しておりますけれども、それをもちまして市長に提出しなければならない、ということをもまず規定させていただきまして、この場合における保証人の債務につきましては、保証人の選任をしていただいた以降の債務につきまして、保証人の債務の弁済が生じますというような規定を、附則のほうに規定させていただくということで対応させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

馬場会長) 気にしておられること、クリアします？

C委員) はい。

馬場会長) それ以外に特になければ 次に行きたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

委員了承

高橋主査) 報告事項(2)次期市民委員の公募について、御報告させていただきます。
前回11月28日に開催しました第3回住宅審議会における御報告事項として、11月30日を締切りとして現在公募期間中です、と御案内しておりました。住宅審議会規則に市民委員の定数は2人以内と規定されていますので、2名を公募しておりましたが、それに対しまして2名の応募がございました。予め設置しておりました「吹田市住宅審議会における市民委員選考基準」に則りまして応募者資格の確認をしたのち、12月20日に選考委員会を開催し、「応募動機」とテーマ「都市における公共住宅のあり方」の論文を書類審査しまして、「2名とも選出を妥当とする」という審査結果に至りました。その後、市長決裁を受けまして、1月17日付けで選出させていただく旨の結果通知をお出ししました。両名のかたから、委員就任の承諾書を頂戴しておりますので、次期市民委員さんがお2人とも決定しておりますことを御報告申し上げます。以上です。

馬場会長) ありがとうございます。それでは報告事項の3、(仮称)吹田市営新佐竹台住宅集約建替事業について、御報告をください。

高見主査) 建替事業について御報告させていただきます。
(仮称)吹田市営新佐竹台住宅集約建替事業の状況ですが、前回の審議会で御報告いたしましたように、入札参加応募グループの代表企業が、吹田市の指名停止措置を受けている代表企業に該当するため失格となり、また、応募が、その1グループのみであったため事業の継続が出来ませんでした。現在において、平成25年度より改めて事業を進め、平成28年度中の完成を目指すべく調整を行っております。御報告、以上です。

馬場会長) ありがとうございます。これはもう、このままでいいですね。
そのほかに報告事項ございますか。

樽上室長) ございません。

馬場会長) ありがとうございます。で、そろそろ終了ということになるんですけども。

一応、5名の任期が来月で満了になります。で、本日の審議会でこのお顔合わせも終わります。この機会に吹田市に、この2年間の経験をふまえてね、感想、御意見など、住宅政策に関していただけたら、と思うんですけども。

D委員から順番に、どうですか。

D委員)

はい。お世話になりました。

最近の審議内容の市営住宅のことが、よく記憶に残っているんですけども、新しい佐竹台住宅に移るときに、どうしても滞納とかがあるかたに対する市の方針というのが難しい、いくら滞納があっても替わってもらわざるをえない、というような法律かなんか、そういうのがあるとか伺っていたんですけど、そのへんのこともやっぱり移っていただくまでに整理ができるように力を入れていっていただきたいな、と思うことができました。

また、この機会に市営住宅条例なんかも読ませていただいたんですけども、一部、駐車場料金が条例のなかに規定され、金額までズバツと入ってたので、そこまで入れておこななくても。入ってたら、柔軟に対応できにくくなるので、そういうのをうまくはずして、今後の市営住宅の駐車場料金なんか考えるときにははずしといたほうが良いのかな、という気持ちもありました。

それと、私、市民委員になる前に、何度か傍聴させていただいてるんですけども、傍聴のときに、机があったら、横にテーブルが付いている椅子、そういうのがあれば非常に便利だな、と、市民の立場として思いましたし、拝見する資料も、支障がないものに限ってはそのままただけて、持って帰れたら良いな、という感想もっております。よろしくお願いします。

馬場会長)

非常に具体的な、建設的意見、ありがとうございます。

C委員、どうでしょう。

C委員)

はい。えっと、2年間ということで、私も、今年度やりました公営住宅法改正に伴う市の、条例の議論が一番印象に残ってるんですけども、今回の法改正の趣旨というのはですね、地方、それぞれの事業主体の住宅政策ですとか、ま、公営住宅に対する考え方ですとか、それから域内の住宅事情を、事業主体さんが主体的に判断していただいて、一定の範囲内はありますけども、自ら望ましいと思われるような管理をしていただけたらいいと、地域主権の観点から国に縛られるんじゃないかと、柔軟に対応していったらいいということで、法改正があって、条例の内容を検討していただいた。吹田市さんに限らず殆どの府下の市町がですね、結果的には入居収入基準でありますとか、単身者の範囲ということについては、国の参酌基準や従前の公営住宅法どおりというところなんですけども、ま、公営住宅というのは非常に根強い人気があってなかなか入れないということとですね、それから、あまりそこでですね、収入基準とか対象者を絞ってしまいますと、高齢者であるとか

低収入者、過度に集中してコミュニティにいろいろ支障をきたすと、そういう矛盾するような課題についてですね、一応きちっとデータをお出しいただいて、こういう外部委員が入った審議会です、議論させていただいて、一応理屈をきちっと作ってですね、市民にきちんと説明できるようなかたちで条例改正の手続きをしていただいた、ということについては、非常に良かったことじゃないかな、というふうに思います。

それから、もう1つ、昨年度は住宅マスタープランの改定ということだと思います。これは大阪府のほうでもマスタープランの改定を行いまして、住宅供給についてはですね、公共指導から民間指導へ、というふうに大きく舵をきりましたし、それから特に最近、空き家の問題が非常にあちこちで取沙汰されておりました、国のほうでもいろんな事業でありますとか、施策が出てきてるところです。ま、これは言い換えると、ストックをですね、いかに有効に活用していくかということが、住宅政策に求められているということでございますので、今作っていただいたマスタープランとしてですね、そういう公共から民間へ、という流れですとか、ストックの重視でありますとか、それから、例えば今、高齢者、単身を中心とした高齢者がこれからどんどん増えていくということでございますので、福祉施策と連携した住宅政策というの、これからどんどん力を入れてやっていっていただきたいな、というふうな、ちょっと、希望を申し上げて、感想ということにさせていただきます。どうもありがとうございます。

馬場会長) B委員。

B委員) はい。いろいろ、答申のほうで、あの、基本的な考えかたのほうで、5つ、課題というふうに出させてもらったんですけども、私自身は、東日本大震災の被災のほうのマンションの研究、復旧の調査研究をしております、特にマンションの比率が吹田は高いですね。なので、マンションのネットワークづくりもなかなかこう、うまく回転してるんかどうか、その、後ろから支援していくっていうか、新しい公共のあり方っていうか、まあ、自分たちで、こう、動けるようなかたちでのネットワークの支援であるとか、それから特にですね、安心・安全の確保と、そのことを考えますと、特に防災面からですね、東日本大震災のときの津波避難、津波に被災したマンションを調査してましてですね、結局津波避難ビルに指定されても、被害がかなりあったところは、近在の人は避難してきてないんですよ。で、それを考えますとね、やっぱりね、今、セキュリティでオートロックになっているから、日頃はなかなかマンションに入れないと。棟だけじゃなくて、この頃は敷地さえもゲートドコミュニティ《Gated community: 人や車の流入をゲートや塀を設けるなど厳格に制限し、防犯性を向上させた住宅地を指す。》とあって、敷地さえも、もう、オートロックで入らさないというようなかたちが増えてきているから、そういうマンションが津波避難ビルに、例え指定されても、日常的に、良好なコミュ

ニティというか、お付き合いがなかったら、どうしても、避難もないし、動きがとれてないんです。うまく復旧したところは、仙台のほう、津波じゃないとこなんですけれども、調査したら、やはりマンションの人も1回逃げてるんですよ。避難場所へね。で、いっぱいやから、また戻ってくるんです。避難したけれども、自分たちの居場所っていうよりか、近在の戸建てのかたたちが多くこられてるので、また戻ってくるんですね。戻ってきたら今度は、準避難場所とかに指定されてなかったら、情報も入ってこないし、食糧も入ってこないんですよ。マンションの場合ね。だから、うまくいってるところは避難場所へ手伝いのボランティアを出して、情報と食糧を得てですね、近在の人も集会所へ来られて一緒に炊き出しやって、ライフラインが復旧するまで何とか持ちこたえたとか、結構、マンションは受水槽があるから、その水を使ってですね、近在の人たちに分け与えてうまく生き延びたとか、結構そういうことがありますのでね、そういう意味から考えたら、安心・安全の確保っていうのはハードだけでなく、ソフト的な面からも、やはり、マンションの比率が高い、この市の、吹田市の特徴として、政策的にバックアップしながら、マンション自身がなかなかコミュニティがうまくいかないわけですから、そこを支援しながら地域との絡みをやっつけていかないと、ただ単に防災訓練をやったとか、何かやりました、ということだけでは、なかなかうまくいかないんじゃないかっていうことを思っていますので、そういう意味からみたら、RC《鉄筋コンクリート》で、地震には強いし、液状化にも、マンションの場合は附帯施設だけが波打って、マンション自身の本体は何ら被害ないですから、後は液状化のほうでもね、ライフラインがやられますので、地下の埋設物ですよ、だから、もっと何か位置付けてですね、避難のときにマンションをうまく取り込んで、なおかつ地域の人たちと日頃から交流が保てるようなかたちでの後ろからの公共、としての支援、ていうのを企画していくような、そこまでやっぱりやっつけていく必要があるんじゃないか、っていうのは私は考えてます。ちょっと長くなりました。

馬場会長) ありがとうございます。いやいや、ものすごい大切な御指摘で、特に吹田の場合、2年のちに、新佐竹台、いろんなどころから集まってきて一箇所に集まるわけですよ。で、ハードだけ提供するのではなくって、ソフトな仕組みをものすごく力を入れてはどうか、というふうに昨日も話してたんですけどね。公営住宅政策のなかに、ソフトの政策ってすごい手薄なんですよ。ぜひ、今のB委員の意見、参考にさせていただいて、防災だけではなくって互助活動なんかも含めて、新しい公営住宅をつくる時のコミュニティづくりっていうのも、住宅政策として力入れていただければなあ、と、人の意見にぶら下がって好きなこと言ってごめんなさい。

B委員) いえいえ。

馬場会長) で、今日は、初めてのことやと思うんですけども、A委員、欠席なんですよ。

お仕事の都合らしいんですけども、事務局のほうに、何かメッセージが入っているということなんですけれども、代読していただけますか。

山岸参事) はい。実はちょっと、A委員とお会いしまして、口述筆記的なかたちになっています。取り次いで預らせていただいていますのを代読させていただきます。

まず、本日、仕事の関係で出席できないことをお詫び申し上げます。2年間この住宅審議会の委員として、また、一市民として感じたことをお伝えしたいと思っています。

1年目、審議会の委員構成で、議会から議員の皆様が参画されており、そういったなかで、本市の住宅マスタープランへの基本的な考え方という重要なテーマを審議してまいりました。当初、意見交換がなかなか成立しないなか、大変な場所に来てしまったな、と感じた、ということをおっしゃられておられました。そのなかで、学識経験者の委員の先生方と、事務局と、粘り強い取組みで、一定、吹田独自のマスタープランの基本的な考え方の答申を行えたと思って、充実感があつたようにおっしゃっておりました。

また、今年度、2年目ですけども、市の条例改正に伴って、議員の皆様が参画されないなか、また、この5人というメンバーのなかで、市営住宅の条例改正への基本的な考え方という重要なテーマを審議してまいりました。市営住宅の制度自体が、市民にとって馴染みが薄いことを改めて感じた、あるのは分かっていたけども、どういうこと、どういう内容か、というのは市民、私たちは知らなかったな、ということを感じながら、国のこれまでの基準どおりではなく、吹田市独自の考え方、また、反対に、事務局案だけじゃなくて、各委員の皆様の意見を集約したかたちでの答申というか、提案ができたことが良かったと思っています、ということも、おっしゃられておりました。

A委員自身が吹田市民になって11年が過ぎて、吹田市というのは交通の利便性が高く、また、商業業務施設の集積地や、これ、江坂のことやと思います、学術研究でもある大学、阪大、関大、金蘭、大阪学院、など大学も多いなか、これだけのなかで、住宅地については、本当に緑が豊かな住宅地を形成しておって、ポテンシャルのすごい高い市と感じています。さらに、職員の方々の頑張る姿を続けて見せていただくことで、私自身ももっと長く住み続けたいまちとなると思っています、ということで感想をおっしゃられていました。

最後に、一市民として、市の発展にこれからも御協力できることがあればと思っております、ということで、皆さんによろしくお伝えくださいということでした。以上です。

馬場会長) ありがとうございます。

これでそろそろ終わりなんですけれども、無事に任期が満了できて、少しでもお役に立て、立ててたんかな、そういうこと、できてたとしたら、まあ一安心。心から

御礼《おんれい》申し上げます。もう、これでおしまい、ということで、事務局に進行をお返しいたします。

樽上室長) ありがとうございます。それでは、しめくくらすさせていただくということで、副市長のほうからお礼の言葉を述べさせていただきたいと思います。

太田副市長) 委員の皆様方の任期がいよいよ3月末ということで、本日が最後の審議会になろうかと思っておりますので、最後に一言お礼を申し上げさせていただきたいと思っております。昨年度は、住宅マスタープランの改定に向けて5回、開催していただいたと聞いております。また今年度は市営住宅条例の一部改正に向けまして4回、住宅審議会を開催させていただきました。

今年度は特に、市全体の審議会の委員構成の見直しということもございまして、この審議会におきましては定数の改正もさせていただき、実質、今年度は5人の皆様方に、この審議会の重責を担っていただいたということで、大変御苦労をおかけし、また、大変御尽力いただいたことについて、本当にありがたいことと思っております。

委員の皆様方におかれましては、公私とも本当に御多用のなか、本庁舎まで足を運びいただきまして、活発な御議論や多大なる御協力をいただきましたことを、この場をお借りしまして重ねて厚くお礼申し上げたいと存じます。審議会は、一旦任期は終了となりますけれども、今後も様々なところで、できますれば、本市の住宅の良き理解者として、これからも厳しいことも含めて、いろいろ御意見をいただければなあ、というふうに考えているところでございます。今後ともよろしく願い申し上げまして、最後になりましたけれども私からのお礼の言葉とさせていただきます。どうも、本当にありがとうございました。

委員一同) ありがとうございます。

樽上室長) では、以上で審議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局一同) ありがとうございます。